

**個人情報の保護に関する法律の改正に伴う**  
**(仮称) 新宿区個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に向けた**  
**パブリック・コメント**  
**～皆様のご意見をお寄せください～**

令和3年5月12日、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の規定により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）について改正が行われました。

本改正に伴い、地方公共団体の機関においても法が直接適用され、令和5年4月1日から施行されます。このため、区においても法の規定に従った適切な個人情報保護制度の整備が必要となり、新宿区個人情報保護条例（平成17年条例第5号。以下「現行区個人情報保護条例」という。）の廃止及び（仮称）新宿区個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「法施行条例」という。）の制定を行います。

ついでには、法施行条例の制定に向けて、下記のとおり、パブリック・コメントを実施し、広く区民の皆様からのご意見を募集します。

ご意見に対する区の考え方は、新宿区ホームページで後日公表します。

#### **【区の基本的な考え方】**

この度の法改正の趣旨は、国や地方のデジタル業務改革の推進に伴い、公的部門で取り扱うデータの質・量的な拡大が不可避であることに対応するため、①独立行政委員会である個人情報保護委員会が、民間部門に加え、公的部門における個人情報の取扱いも一元的に監督・監視する体制を確立するとともに、②活性化する官民や地域の枠を超えたデータ利活用に対応するため、別個の法令による規律により生じてきた旧法制の不均衡・不整合を是正することを通じて、法がその目的とする個人情報の有用性に配慮した個人の権利利益の一層の保護を図ることです。

本改正に伴い、区においても法の規定に従った適切な個人情報保護制度の整備が必要となり、開示請求に係る手数料や開示決定等の期限、新宿区情報公開・個人情報保護審議会への諮問などについて、法の施行に必要な事項を定める必要があります。

このため、令和5年3月31日で現行区個人情報保護条例を廃止し、法の施行に必要な事項を定める法施行条例を制定します。

なお、区では、上記の法施行条例の制定のほか、法の趣旨に沿った個人情報保護のための管理体制や、情報セキュリティの安全対策などの強化により、適切な個人情報の保護を図ってまいります。

#### **【意見募集期間】**

令和4年12月8日（木）から令和5年1月6日（金）まで（必着）

### 【資料の閲覧及び配布場所等】

区政情報課（本庁舎 3 階）、区政情報センター（本庁舎 1 階）、特別出張所（10 所）、  
区立図書館（10 館）及び新宿区ホームページ

### 【ご意見を提出できる方】

- ① 区内に住所のある方
- ② 区内に事務所又は事業所がある方（法人、団体も可）
- ③ 区内の事務所又は事業所に勤務する方
- ④ 区内の学校に在学する方
- ⑤ その他条例に直接的な利害関係があると認められる方

### 【提出方法】

- ① 郵送
- ② ファックス
- ③ 持参（区政情報課窓口での受付となります。閉庁時間及び土日祝日を除きます。）
- ④ 区民意見システム（新宿区ホームページからお寄せください。）

### 【提出先】

〒160-8484 新宿区歌舞伎町 1-4-1 新宿区役所本庁舎 3 階  
新宿区総合政策部区政情報課広報係  
電話 03-3209-1111（代表）（内線 2112、2114） 03-5273-4064（直通）  
F A X 03-5272-5500

### 【添付資料】

- ① （仮称）新宿区個人情報の保護に関する法律施行条例の骨子（案）
- ② 意見用紙

### 【その他】

ご意見を提出する際は必ず、氏名、住所等をご記入ください。なお、ご意見に対する区  
の考え方を公表する際には、氏名等、個人が特定できる情報は公開いたしません。

## (仮称) 新宿区個人情報の保護に関する法律施行条例の骨子 (案)

### (仮称) 新宿区個人情報の保護に関する法律施行条例の骨子 (案)

#### 1 趣旨

この(仮称)新宿区個人情報の保護に関する法律施行条例(以下「法施行条例」という。)は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとします。

#### 2 個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿の作成等

個人情報ファイル簿の作成・公表の規定に加えて、現行同様に、個人情報業務登録簿の作成・閲覧の規定を設けます。

#### 3 開示請求に係る手数料

開示請求に係る手数料の額は、現行同様、無料とします。なお、保有個人情報が記録されている公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、現行同様、請求者にご負担いただきます。

#### 4 開示決定等の期限等

開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等の期限は、法の規定(請求があった日から30日以内)より短縮し、現行同様の期限(請求があった日から15日以内)とします。

#### 5 地方公共団体に置く審議会等への諮問

個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときには、新宿区情報公開・個人情報保護審議会に諮問をすることができます。

### 【制定等の背景】

令和3年5月12日、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の規定により、法の改正が行われました。

本改正の趣旨は、国や地方のデジタル業務改革の推進に伴い、公的部門で取り扱うデータの質・量的な拡大が不可避であることに対応するため、①独立行政委員会である国の個人情報保護委員会が、民間部門に加え、公的部門における個人情報の取扱いも一元的に監督・監視する体制を確立するとともに、②活性化する官民や地域の枠を超えたデータ利活用に対応するため、別個の法令による規律により生じてきた旧法制の不均衡・不整合を是正することを通じて、法がその目的とする個人情報の有用性に配慮した個人の権利利益の一層の保護を図ることです。

本改正に伴い、地方公共団体の機関においても法が直接適用され、令和5年4月1日から施行されます。このため、区においても法の規定に従った適切な個人情報保護制度の整備が必要となり、新宿区個人情報保護条例(平成17年条例第5号)の廃止及び開示請求に係る手数料や開示決定等の期限、新宿区情報公開・個人情報保護審議会への諮問などの法の施行に必要な事項を定める法施行条例の制定を行います。

## 【参考】法の概要及び内容等

### 1 法の適用の範囲

民間部門、国の行政機関・独立行政法人等に加え、地方公共団体の機関（議会を除く）、地方独立行政法人も適用の対象となります。

### 2 個人情報の定義

生存する個人に関する情報であって、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」又は「個人識別符号（例：運転免許証番号、旅券番号、基礎年金番号）が含まれるもの」

### 3 個人情報の取扱い

(1) 個人情報の保有は、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合、かつ、利用目的をできる限り特定しなければなりません。

(2) 法令に基づく場合を除き、原則、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはなりません。

(3) 個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければなりません。

個人情報保護委員会が示す指針に基づく安全管理措置を講じる必要があります。

### 4 開示・訂正・利用停止請求

(1) 地方公共団体への開示請求に係る手数料は条例で定める必要があります。

(2) 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等の期限は、請求があった日から30日以内となりますが、条例で期限を短縮することが認められています。

### 5 行政機関等匿名加工情報（※1）制度の導入

行政機関の長等が、行政機関等匿名加工情報を作成及び提供することができる規定があります。ただし、都道府県及び政令指定都市以外の地方公共団体の提案募集の開始については、当分の間、任意となります。

### 6 個人情報保護委員会による監督・監視

公的部門における個人情報の取扱いについて、個人情報保護委員会が一元的に監督・監視を行います。法の円滑な運用が図られていない場合、個人情報保護委員会による実地調査、指導・助言などが行われます。

また、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、専門性を有する個人情報保護委員会に対し、助言等を求めることができます。

### 7 地方公共団体に置く審議会等への諮問

個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等の個別の事案について、法に照らした適否の判断を審議会へ諮問することはできず、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき（※2）は、条例で定めることにより、審議会その他の合議制の機関に諮問することができます。

※1…行政機関等匿名加工情報とは、行政機関等が保有する個人情報（例：介護情報、健診情報）について、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報のことです。

※2…「特に必要であると認めるとき」とは、個人情報保護制度の運用やその在り方についてサイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合を言います。